

資本金 八千円

事業 保護製品 (草履集、運動靴裏等)

企業系統 ナシ

使用労働者 男一名 計十名

三、労働者側

争議参加者 男一名 計八名

加盟労働組合 徳同盟、中央合同労働組合

争議参加者中組合加盟者 男一名 計八名

四、争議発生、時 四月十一日

五、争議発生原因

事業主側よりテハ財界不況ノ為経営難ニ陥リ四月十一日終業後職工長ニ見川業七 (職工長ニ値下サレ内ニ含マレ居ルニ事業主ノ意ヲ汲ミ罷退シ居レリ)ヨリ高給職工四名ノ賃銀日給ノ約一割五分_{値下}内示シ業認ラズ米メタルニ因ル

六、要求事項

一、賃銀値下ケ及對

一、乾燥部職工森下ノ賃銀二分値下

七、経過

(一)労働者側

賃銀値下ケノ内示ヲ受ケタル職工ハ即座ニ値下ケ及對ヲ表明シテヒテ拒絶シ對策ヲ協議シタルカ他ノ従業員ニ早晚同様ニ賃下サレヌノト予想シ組合加盟ノ八名ハ四月十三日ヨリ一斉ニ罷業シ對策講究中ナルカ目下ノ處積極的運動方針決定セズ

(二)事業主側

事業主側ハ毎月約四百円位ノ欠損ヲ来外シツテアル状態ニテ萬一賃下不能ノ場合ハ工場閉鎖ノ外ナシト願ハ強硬ハ態度ヲ持シ場合ニヨリテハ全員解雇ノ意嚮ヲ有シ居レリ